

荒川区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

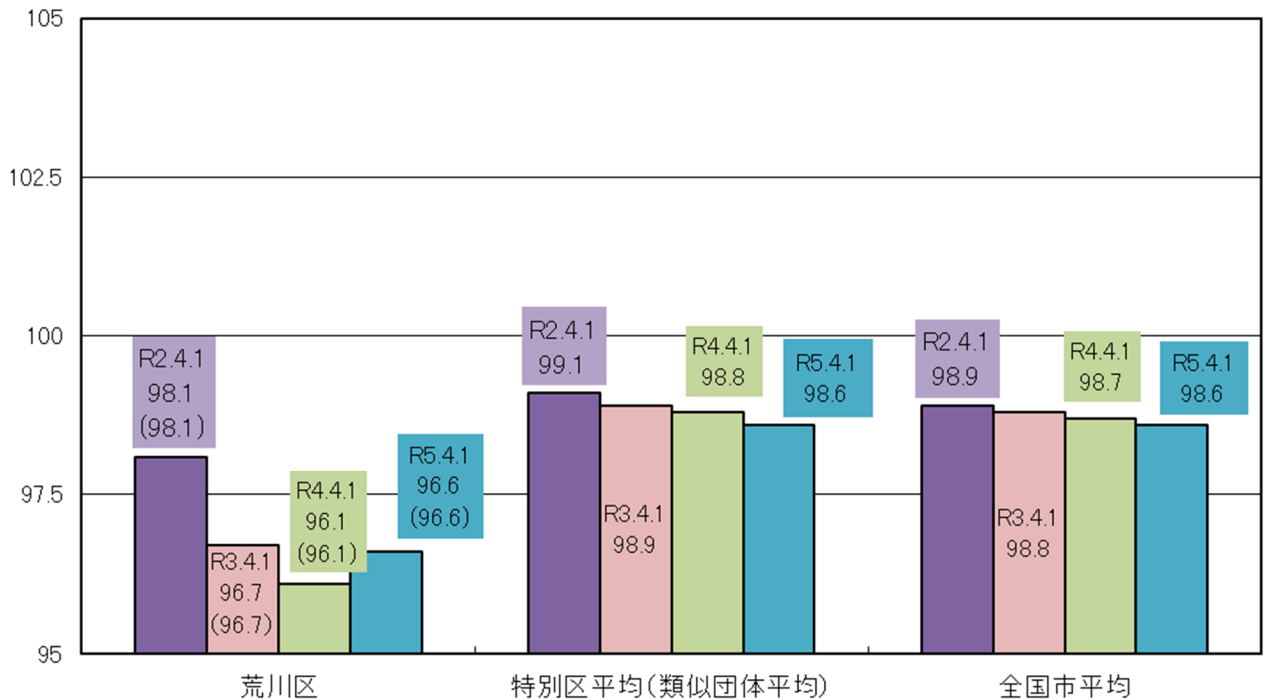
区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	216,814 人	108,865,699 千円	5,118,769 千円	18,528,198 千円	17.02 %	16.82 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B / A	(参考)23区 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	1,710 人	5,870,858 千円	2,186,579 千円	2,796,362 千円	10,853,799 千円	6,347 千円	6,538 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
5年度	383,184円	379,462円	3,722円 (0.98%)	0.98%	0.98%	1.1%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレ
ス比較した平均給与月額である。

特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
5年度	4.64月	4.55月	0.09月	0.10月	4.65月	4.5月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支
給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

月例給

[実施] 未実施]

〔給料表の改定実施時期〕

平成27年4月1日

〔内容〕

行政職給料表(一)給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。他の給
料表については、行政職給料表(一)給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

地域手当の見直し

〔支給割合〕

20%(国基準の20%と同等)

〔実施時期〕

平成27年4月1日から実施

その他見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和5年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
荒川区	40.0歳	299,885円	425,004円	377,864円
東京都	42.4歳	316,277円	451,385円	398,074円
国	42.4歳	322,487円		404,015円
特別区	40.2歳	297,057円	420,681円	373,138円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考 a / b
	平均年齢	職員数	平均給与月額	平均給与月額 (a)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (b)	
荒川区	55.9歳	97人	291,222円	387,620円	355,461円	-	-	-	-
清掃職員	55.2歳	52人	302,458円	424,168円	370,910円	廃棄物処理業従事員	47.3歳	310,800円	1.36
用務員	56.7歳	42人	280,452円	347,097円	340,533円	用務員	49.1歳	241,700円	1.44
その他	58.3歳	3人	247,233円	321,441円	296,680円	-	-	-	-
都	50.5歳	1,241人	287,646円	388,055円	354,902円	-	-	-	-
国	51.2歳	1,941人	286,942円	-	329,178円	-	-	-	-
特別区	53.8歳	238人	288,690円	385,783円	354,482円	-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (c)	民間 (d)	c / d
荒川区	-	-	-
清掃職員	6,790,416円	4,321,100円	1.57
用務員	5,744,664円	3,253,900円	1.77

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2年～令和4年の3ヶ年平均)
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(c)」及び「民間(d)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

教育職(小・中学校(幼稚園))

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
荒川区	34.0歳	305,782円	393,639円
東京都	40.0歳	337,727円	437,064円
特別区	38.0歳	329,021円	441,201円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分		荒川区	東京都	国
一般行政職	大学卒	188,200円	187,900円	185,200円
	高校卒	152,100円	152,200円	154,600円
技能労務職	高校卒	144,300円	149,600円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

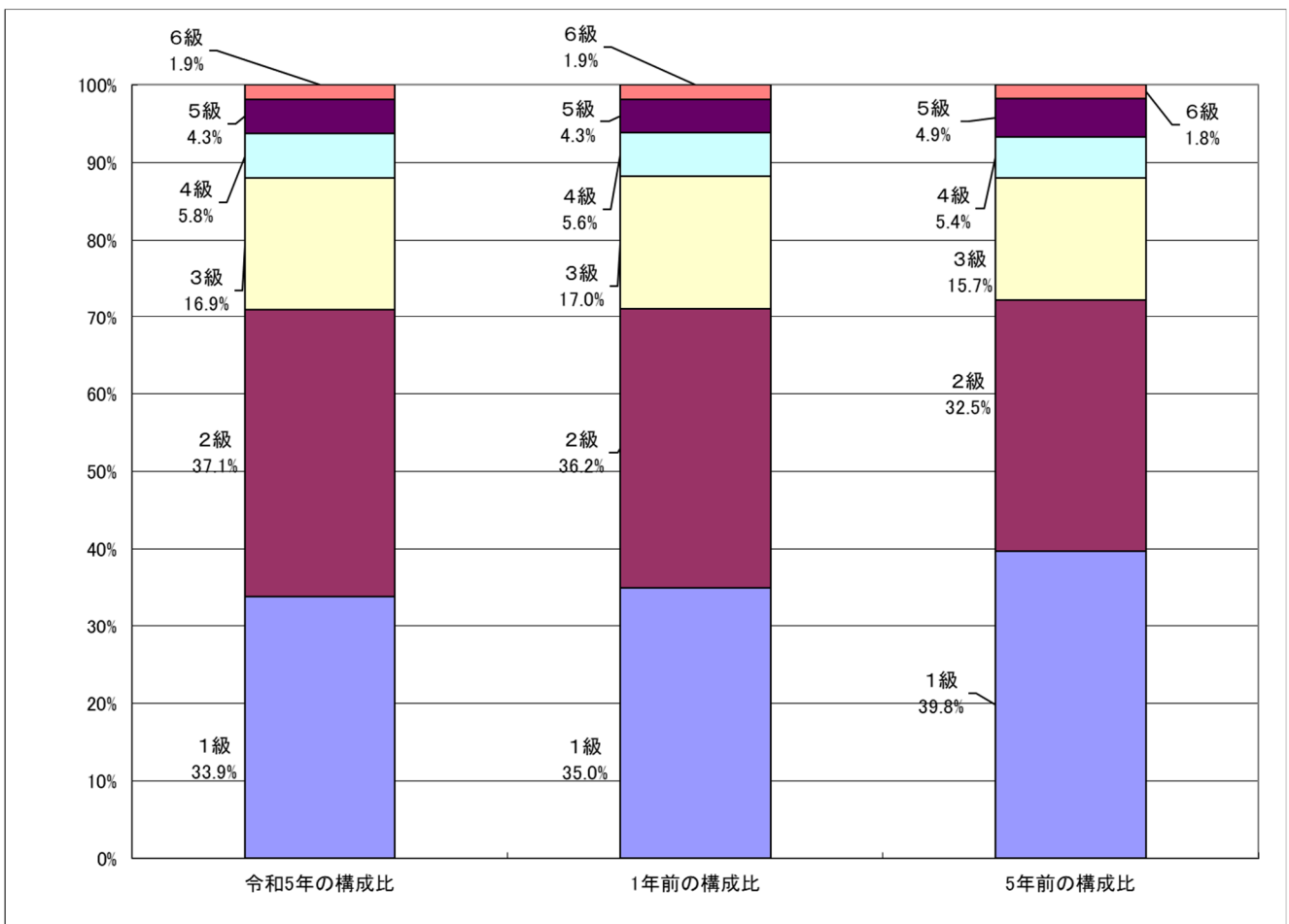
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	271,211円	360,594円	393,323円	386,765円
	高校卒	234,900円 (10~12年)	325,575円 (21~23年)	341,033円 (25~27年)	312,925円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	298,260円 (25~27年)	303,200円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

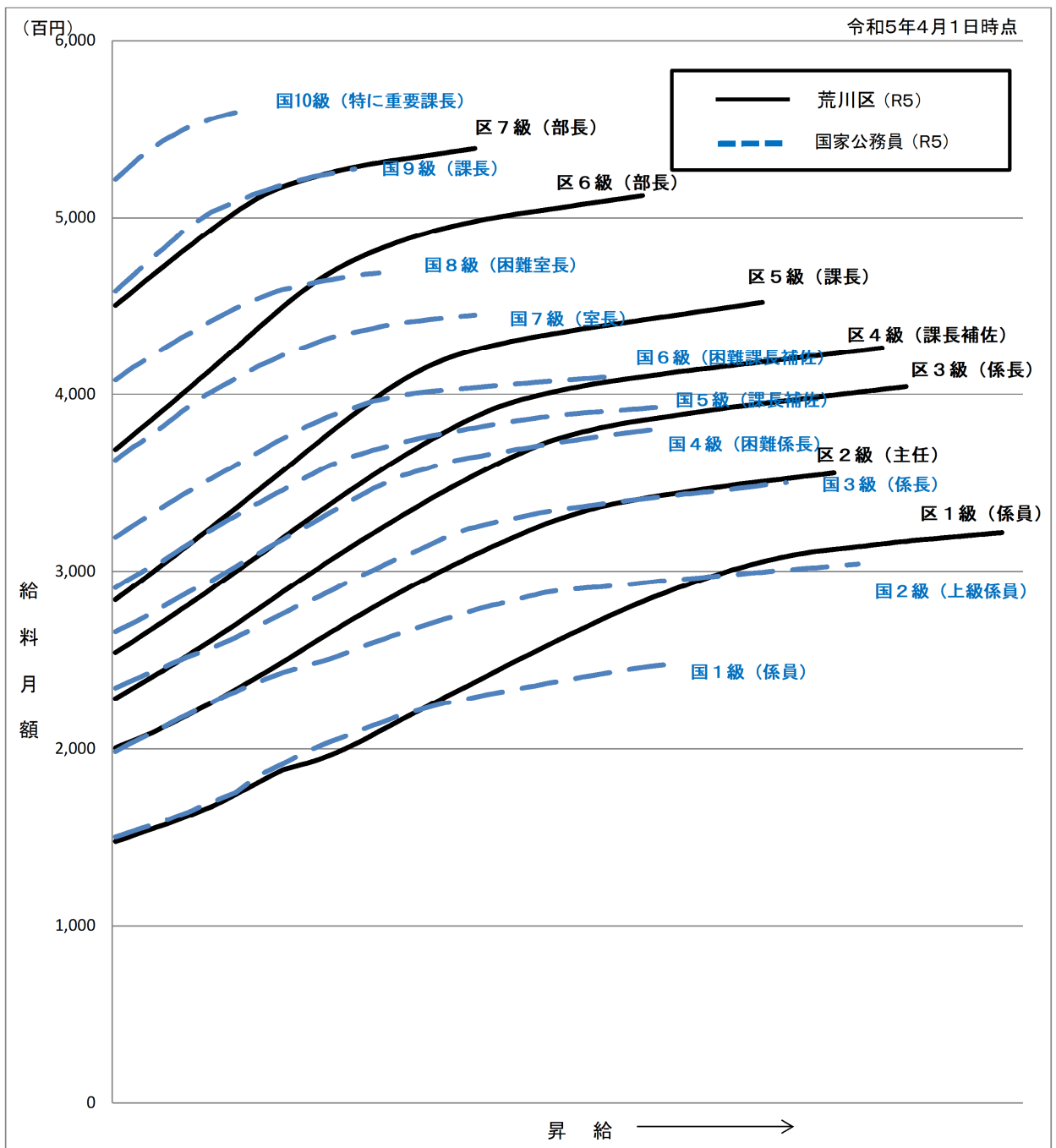
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	統括部長	0人	0.0%	452,200円	540,500円
6級	部長	23人	1.9%	370,800円	514,200円
5級	課長	52人	4.3%	288,700円	453,500円
4級	課長補佐	70人	5.8%	260,300円	427,600円
3級	係長	203人	16.9%	235,600円	405,700円
2級	主任	446人	37.1%	208,500円	356,600円
1級	係員（2級から6級までの職務の級に属さない職員の職務）	408人	33.9%	153,500円	322,900円

- (注) 1 荒川区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（荒川区）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ．人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

荒川区	東京都	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,705千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,844千円	-
(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.15月分 (1.35)月分 (1.05)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.15月分 (1.35)月分 (1.05)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 3～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 管理職員の期末手当の支給割合は2.00月分、勤勉手当の支給割合は2.55月である。

勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（荒川区）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	イ．人事評価を活用している			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

荒川区			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	39.75月分	47.70月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
・その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）			定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%加算）		
1人当たり平均支給額 2,188千円 19,817千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			1,214,419千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			662,531
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
特別区	20%	1,833人	20%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			96.6 (96.6)

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		24,062千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		76,632円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		17.8%		
手当の種類(令和4年度手当数)		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
特定危険現場手当	工事監督業務・検査業務等 従事職員	工事の監督等に 従事する職員が 建築現場等にお いて、地上10メ ートル以上の足 場の不安定な箇 所で勤務した場合 等	17千円	日額280～380円
保健福祉業務手当	生活保護業務・保 健所業務等 従事職員	訪問員として生 活保護法等に定 める業務を行う ため、家庭等の 訪問業務に 従事した場合等	15,606千円	日額160～4,000円
清掃業務従事職員 特殊勤務手当	清掃業務 従事職員	ごみの収集作業 又は自動車によ る運搬作業に 従事したとき等	8,438千円	日額700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	432,493千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	258,051円
支給実績(令和3年度決算)	433,708千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	279,271円

(注) 職員1人あたりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国との異同	国の制度	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人 当たりの平均 支給年額 (4年度決算)																
扶養手当	<p>扶養親族のある職員</p> <table border="1"> <tr> <td>配偶者</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の親族</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>16~22歳の子に対する加算</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>	配偶者	6,000円	子	9,000円	その他の親族	6,000円	16~22歳の子に対する加算	4,000円	異なる	<p>扶養親族のある職員</p> <table border="1"> <tr> <td>配偶者</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の親族</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>16~22歳の子に対する加算</td> <td>5,000円</td> </tr> </table>	配偶者	6,500円	子	10,000円	その他の親族	6,500円	16~22歳の子に対する加算	5,000円	97,987千円	183,841円
配偶者	6,000円																				
子	9,000円																				
その他の親族	6,000円																				
16~22歳の子に対する加算	4,000円																				
配偶者	6,500円																				
子	10,000円																				
その他の親族	6,500円																				
16~22歳の子に対する加算	5,000円																				
住居手当	<p>世帯主等である職員のうち借家・借間居住(家賃月額27,000円以上)のもの</p> <table border="1"> <tr> <td>月額</td> <td>8,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加算額</td> <td>満27歳以後の最初の3月31日まで</td> <td>18,700円</td> </tr> <tr> <td>満27歳の最初の4月1日から満32歳の3月31日まで</td> <td>9,300円</td> </tr> </table>	月額	8,300円	加算額	満27歳以後の最初の3月31日まで	18,700円	満27歳の最初の4月1日から満32歳の3月31日まで	9,300円	異なる	<p>借家・借間居住職員(家賃月額16,000円以上)28,000円(限度額)</p>	77,889千円	158,311円									
月額	8,300円																				
加算額	満27歳以後の最初の3月31日まで	18,700円																			
	満27歳の最初の4月1日から満32歳の3月31日まで	9,300円																			
通勤手当	<p>通勤のため交通機関又は自転車等を一定距離以上利用する職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6か月定期券等の価格により一括支給(1か月あたりの限度額55,000円) ・自転車等の交通用具使用者距離に応じた月額(2,600~13,000円)を支給 	異なる	<p>通勤のため交通機関又は自転車等を一定距離以上利用する職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6か月定期券等の価格により一括支給(1か月あたりの限度額55,000円) ・自転車等の交通用具使用者距離に応じた月額(2,000円~31,600円)を支給 	190,145千円	127,872円																
管理職手当	<p>管理監督の地位にある職員の職の特殊性に基づき支給される手当</p> <p>92,300~127,600円</p>	異なる	<p>管理又は監督の地位にある職員</p> <p>俸給別、職務の級別、特別調整額の区別に定められた額を支給</p> <p>46,300~130,300円</p>	102,369千円	1,163,284円																
初任給調整手当	<p>専門的な知識を有し、採用困難な職員(医師)</p> <p>医療職給料表(一)の職務にある職員</p> <p>118,000~268,500円</p>	異なる	<p>支給対象者は医療に加え、科学技術の専門知識を有する職員があり、また勤務地により異なる</p> <p>12,200~414,800円</p>	6,863千円	2,287,667円																
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当</p> <p>1回あたり</p> <p>4,000~18,000円(勤務時間等により異なる)</p>	異なる	<p>管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等によりやむを得ず週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給する手当</p> <p>1回あたり</p> <p>3,000~18,000円(勤務時間等により異なる)</p>	1,913千円	100,684円																

手当名	内容及び支給単価	国との異同	国の制度	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人 当たりの平均 支給年額 (4年度決算)
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴う 転居のため単身で生活する職 員へ支給される手当 基礎月額 30,000 円 加算月額 6,000 ~ 14,000 円 (距離に応じて支給)	異なる	職員の住居と配偶者の住居と の交通距離に応じて支給 30,000 ~ 100,000 円	0 千円	0 円
休日給	休日に正規の勤務時間中に勤 務することを命じられた職員 へ支給される手当 (単価) 勤務1時間当たり給与額 × 135/100	同じ	-	32,638 千円	164,838 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後 10時から翌日午前5時までの 間に勤務することを命じられ た職員へ支給される手当 (単価) 勤務1時間当たり給与額 × 25/100	同じ	-	0 千円	0 円
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 に支給される手当 ・ 児童相談所 5,900 円 ・ 非常災害 9,100 円 等 (1回あたり)	異なる	勤務の態様に応じ、勤務1回 につき 4,400 ~ 21,000 円を支 給	4,455 千円	65,515 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	区 副 区 長 区 長	1,143,000円 917,000円	(参考)特別区における最高/最低額		
			1,286,000円 / 912,000円 1,027,000円 / 808,300円		
報 酬	議 副 議 長 議 長 員 議 員	917,000円 784,000円 602,000円	956,000円 / 856,000円 809,000円 / 756,100円 621,000円 / 589,000円		
			期 末 手 当	区 副 区 長 議 副 議 長 員	(令和4年度支給割合) 4.00月分
					(令和4年度支給割合) 4.00月分
退 職 手 当	区 副 区 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
		給料月額 × 在職年数 × 500/100	22,860千円	任期ごと	
		給料月額 × 在職年数 × 400/100	14,672千円	任期ごと	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

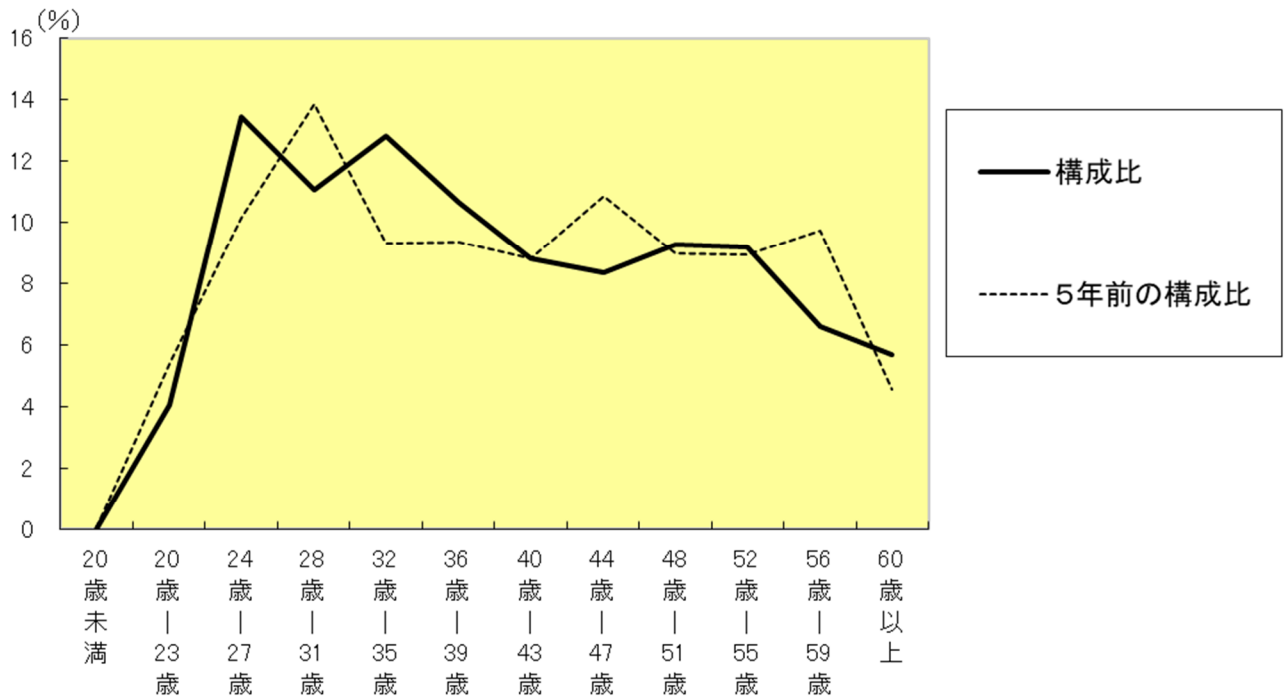
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(令和5年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		令和4年	令和5年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	11	11	0	育休等代替職員の増 西尾久保育園の民営化等 新型コロナワクチン対応の見直し
		総 務	347	347	0	
		税 務	58	63	5	
		民 生	639	629	10	
衛 生		271	266	5		
労 働		4	4	0		
商 工		33	35	2		
土 木	167	168	1	育休等代替職員の増		
	計	1,530	1,523	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.11人	
	教育部門	183	183	0		
	小 計	1,713	1,706	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.53人	
公 営 会 計 業 部 等 門	小 計	国民健康保険事業等	83	86	3	育休等代替職員の増
		83	86	3		
合 計		1,796 [1,686]	1,792 [1,686]	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.49人	

(注) 1 職員数は、区長等の特別職及び会計年度任用職員(パートタイム)を除いた職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	73人	241人	198人	230人	191人	158人	150人	166人	165人	118人	102人	1,792人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数（率）
一般行政		1,393	1,427	1,489	1,523	1,530	1,523	130(9.3%)
教育		193	194	194	185	183	183	10(5.2%)
普通会計計		1,586	1,621	1,683	1,708	1,713	1,706	120(7.6%)
公営企業等会計計		81	81	86	82	83	86	5(6.2%)
総合計		1,667	1,702	1,769	1,790	1,796	1,792	125(7.5%)

（注） 各年における人事行政の運営状況において公表した職員数。